

# 平成14年度実施事業 詳細評価シート

担当部課	保健福祉部健康づくり課	直通電話	72-6124	事業コード	302020402	課内	16	作成日	平成15年8月4日	
	担当者		白川 晃子		担当課長		宮崎 雅年		担当部長	棚橋 文男

## 1 事業のアウトライン

1) 事業名	訪問指導事業	開始年度	S57	終了年度	未定								
		最近の事業内容見直し年度											
2) 総合開発計画での事業体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">施策コード</th> <th style="width: 90%;">大項目 / 小項目 / 細項目</th> </tr> <tr> <td>3020204</td> <td>保健・医療の充実/保健活動の充実/老人保健の充実</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目	3020204	保健・医療の充実/保健活動の充実/老人保健の充実				
施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目												
3020204	保健・医療の充実/保健活動の充実/老人保健の充実												
3) 個別計画での位置付け	高齢者保健福祉計画(健康管理の推進)、障害者福祉計画(健康管理・健康推進施策の整備)に訪問指導について記載。												

## 2 事業の内容

1) 事業の目的 何のために	障害者、高齢者またはそれに準ずる者の心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。
2) 目指す成果 何をどんな状態にする(何がどんな状態になる)ように	在宅療養に必要な助言指導を受けることにより、安定した在宅療養生活を送ることができる。
3) 事業の方法 どんな手段を講じるのか	保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、療養生活に必要な相談・指導を行なう。 保健師による訪問指導(S48～):対象者の把握、家庭における療養方法の指導、介護者への支援、各種制度やサービスの紹介、関係機関との連絡調整 理学療法士、作業療法士による訪問指導(H6～):身体機能・ADL(日常生活動作)評価、ホームプログラム指導、ADL指導、日常生活用具調整、福祉機器紹介・調整、補装具等の評価・調整、機能訓練等 言語聴覚士(委託)による訪問指導(H6～):言語機能評価、言語訓練・指導、コミュニケーション方法の指導、福祉機器の紹介等 ( 歯科衛生士(臨時)による訪問指導～在宅寝たきり者訪問歯科事業にて実施)
4) 14年度に改善した事項、重点的に取り組んだ事項	介護保険制度開始により、今後は介護保険の対象とならない若い障害者、虚弱・閉じこもり傾向の高齢者、痴呆症及びその介護者への訪問指導を重点訪問対象者とする。
5) 事業の背景・社会状況・他の類似事業など	S50年頃から寝たきり者等への訪問指導を実施、老人保健法(S57年)による制度化後、理学療法士(H8)、作業療法士(H10)を配置し体制を強化、介護保険法(H12)により、保健事業としての訪問指導の役割と対象者に変化が生じた。類似事業は、介護支援専門員のケアプランによる支援、訪問看護ステーションや医療機関からの訪問看護・訪問リハビリ、在宅介護支援センター運営事業(実態把握・介護予防計画作成・サービス基本台帳作成事業)等がある。
6) 事業の立案や実施などへの市民参加	なし
7) 評価中間公表への市民意見	なし

## 3 事業に投入した行政資源

項目	H12	H13	H14	H15 予算	H14 事業費の主な内訳	金額(千円)
1) 直接事業費(千円)	639	247	159	138	普通旅費	66
2) その他の間接経費(千円)	4,160	1,374	2,812		消耗品	13
3) 従事正職員の人件費(千円)	24,238	25,282	25,114		委託料(言語聴覚士)	80
総事業費(1～3の合計;千円)	29,037	26,903	28,085		H14 主な特定財源の内訳	
総事業費中の一般財源(千円)	24,461	26,739	27,981		保健事業費等国庫負担金	52
市民一人当たり一般財源使用額(円)	442	482	500		保健事業費等道費負担金	52
事務に従事した正職員のべ人数	2.95人	3.05人	3.05人			

## 4 事業活動の結果

事業活動の結果を示す指標	H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	
訪問指導延人数(人)	目標値	1,032	1,045	1,084	1,128	高齢者保健福祉計画における計画数に対する、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問実施した延数。
	実績値	1,219	1,380	1,308		
	達成率	118.1%	132.1%	120.7%		
介護保険非認定者に対する訪問指導実人数(人)	目標値	200	200	220	220	介護保険非認定者に対する訪問の実施状況 介護保険非認定者:介護保険の非対象と、認定結果が自立とされた者、介護保険未申請者
	実績値	153	203	192		
	達成率	76.5%	101.5%	87.3%		
重点対象者に対する訪問指導実人数(人)	目標値				未設定	重点対象者とした方への訪問の実施状況 H15より実施
	実績値					
	達成率					

## 5 事業の成果

事業名：訪問指導事業

事業の成果を示す指標		H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	確認方法
介護保険非認定者に対する訪問割合 (%)	目標値	50.0	60.0	70.0	70.0%	訪問指導延人数のうち、介護保険非認定者に対する訪問の占める割合。介護保険制度の充実に伴いこの割合は増加し、保健事業としての訪問指導は、より予防活動を中心としたものに移行する。	実績より確認
	実績値	49.5	66.3	52.6	目標レベル		
	達成率	99.0%	110.5%	75.1%			
	最終目標	年度に					
訪問目的の達成度 (%)	目標値				80.0	訪問の目的が達成された訪問数 ÷ 訪問延件数 指導が適正に行なわれたか、訪問対象者の健康上の問題の解決に寄与できたかどうか確認。 H15より実施	毎回訪問後に担当者が行う段階評価
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					

## 6 事業の観点別評価

1) 事業活動の状況	[課長評価]	極めて	概ね良好	一部問題あり	大きな問題あり
[評価ポイント] 活動結果や活動効率、事業改善等の効果はどうだったか	訪問指導実施件数は計画数を大きく上回っているが、介護保険非認定者への訪問指導は目標を若干下回っている。介護保険開始後、多職種が訪問指導できる体制になったが、時には同じ対象者への重複支援が見受けられる。介護保険の充実度を見極めながら、保健事業としての訪問指導は、要介護状態にならないための支援を重点としていく必要がある。				
2) 有効性・必要性	[課長評価]	極めて	有効性に疑問あり	必要性に疑問あり	ともに疑問あり
[評価ポイント] その事業は事業目的の達成に効果があるか、また、市民(対象者)に必要とされているか	心身機能の低下の防止、健康の保持増進を目的とした一連の保健事業の中で、外出困難な障害者をはじめ、閉じこもり傾向にある高齢者等にとって、訪問による指導は必要かつ有効な方法である。				
3) 市関与の妥当性	[課長評価]	極めて	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] その事業に市が関与する必要があるか、市がどこまで関与するのが適当か	介護保険制度も軌道に乗りつつあり、支援費制度が平成15年度施行され、民間事業者のサービスも充実してきてはいるものの、それらのサービス利用に関わる紹介や調整、既存サービスで不足する支援等の課題もあり、市としては、コーディネーターの役割も含めて関与の妥当性はある。				
4) 事業内容の妥当性	[課長評価]	極めて	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] 目指す成果を挙げるためには今の事業内容が適当か、受益と負担の関係に不公平はないか	類似事業との連携、協議を重ねながら、重複支援などの無駄を省き、高齢者、障害者の保健、福祉、医療サービスを効率的に実施されるような役割を果たす必要がある。今後は、要介護状態になることの予防、痴呆症の早期発見、発症予防対策の必要者を重点対象とし、他事業との役割分担を明確にして実施していく必要がある。また、支援費制度に関連した、若い障害者についてのケアマネジメントの役割についても検討が必要と思われる。				

## 7 平成14年度事業の総合評価

[評点の意味] A: 極めて良好 B: 良好 C: 可も不可もない D: 問題がある E: 大きな問題がある	[課長評価]	C	[最終評価]	C (前年度)
	訪問指導実施人数は計画数を達成しており、一定の事業成果は上がっているが、類似事業との重複支援等についてはより効率的・効果的な事業実施に向け検討が必要である。		課長評価を了承する。	

## 8 今後の方向性・課題

担当課長評価	要介護者に対する介護保険サービスが充実してきていることから、今後、要介護状態になることの予防、痴呆症の早期発見・発症予防対策の必要者を重点対象として、訪問指導をより積極的に進める必要がある。
最終評価	課長評価を了承する。

## 9 平成16年度の方向性

* 担当課長 最終評価	事業内容		
	現状維持	一部見直し	大幅見直し
事業規模	拡大方向		
	現状維持	*	
	縮小方向		
	統合		
	休・廃止		
上についての説明	[課長] 介護保険の対象とならない若年障害者、虚弱・閉じこもり傾向の高齢者、痴呆症及びその介護者を重点対象としていく。		